

# 青森県報

第四千三百十七号

平成二十九年  
六月二十八日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした日……………(情 システム報) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 公 告
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(構造政策課) ……三
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……七
- 右 同……………(同) ……七
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域) ……七
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……八
- 正 誤
- 平成二十五年四月十日定例選挙管理委員会中……………(選挙管理局) ……八

## 告

## 示

### 青森県告示第四百八十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第四十九条第一項の規定により、平成二十九年六月七日から地方公共団体情報システム機構に特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとしたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第四百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
株式会社つがるねっと 弘前市大字外瀬 九一丁目一〇の一	就労継続A型 支援A型	はたらき方研究所 ご研究りん 弘前市大字城東 三丁目五の一	平成 二九・七・一
株式会社つがるねっと 弘前市大字外瀬 九一丁目一〇の一	就労継続B型 支援B型	つながり芸術館 バナナ 弘前市大字城東 三丁目五の一	〃

青森県告示第四百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
公済会訪問看護ステーションやまびこ	むつ市小川町二丁目一の五	平成 二九・七・一

青森県告示第四百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
あいだクリニック	青森市合浦一丁目二の二一 平成 二九・七・一	
サン調剤薬局合浦公園前店	青森市合浦一丁目二の二六	
いろは薬局小中野店	八戸市小中野二丁目一七の四	
あおい薬局	五所川原市字弥生町三の五	

新都市訪問看護ステーション	青森市大字石江字高間一〇四の一五六	〃
公済会訪問看護ステーションやまびこ	むつ市小川町二丁目一の五	〃

青森県告示第四百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十九年六月二十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
むつ市
- 二 都市計画事業の種類  
むつ都市計画下水道事業むつ市公共下水道（むつ処理区、大畑処理区）
- 三 事業施行期間  
平成八年一月二十四日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十年六月十六日青森県告示第四百九十二号及び平成二十六年二月十九日青森県告示第八十号）の事業地に変更なし。
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十年六月十六日青森県告示第四百九十二号及び平成二十六年二月十九日青森県告示第八十号）の事業地のうち、むつ市中央一丁目、中央二丁目、金谷二丁目、緑町、海老川町、田名部町、若松町及び仲町地内において事業地を変更し、同事業地に同市昭和町、新町、上川町、横迎町二丁目及び大字田名部字前田を加える。

公 告

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける地	認可申請日
前田 武一	青森市大字飛鳥字岸田三三二	青森市大字飛鳥字山田二二八	平成二九・五・三三	
梅山 正志	青森市緑一丁目九の五 みちのく荘二〇三号	青森市大字幸畑字阿部野一六三の一〇九ほか四筆	〃	
山上 俊一	青森市大字八ツ役字芦谷九九	青森市大字荒川字松尾二五九ほか一筆	〃	
野沢 一平	青森市大字高田字川瀬一二一の一	青森市大字金浜字船岡一六〇ほか三筆	〃	
野沢 一平	青森市大字高田字川瀬一二一の一	青森市大字金浜字伊吹一二七の二	〃	
野沢 一平	青森市大字高田字川瀬一二一の一	青森市大字金浜字船岡一五七の二ほか七筆	〃	
村川 武五郎	青森市大字内真部字岸田三	青森市大字内真部字岸田三二二ほか一筆	〃	
加藤 武良	青森市浪岡大字女鹿沢 字東早稲田七二	青森市浪岡大字浪岡字稲盛二六七の二のうち	〃	
工藤 米成	青森市大字小橋字田川三四の一	青森市大字小橋字伊沢三三九の二ほか十二筆	〃	
今 秀一	青森市大字油川字柳川三四の三	青森市大字小橋字伊沢三一 一ほか七筆	〃	

佐藤 茂	青森市奥野四丁目一五の三二	青森市大字幸畑字唐崎六二の一	〃
工藤 一幸	東津軽郡平内町大字狩場沢字堀差一六一の一	東津軽郡平内町大字狩場沢字堀差二二ほか九筆	〃
工藤 一幸	東津軽郡平内町大字狩場沢字堀差一六一の一	東津軽郡平内町大字狩場沢字堀差六八の一ほか七筆	〃
農事組合法人 農事生産組合 嘉瀬生産組合	五所川原市金木町嘉瀬端山崎二〇二	五所川原市金木町嘉瀬駒留六四八の一ほか五筆	〃
農事組合法人 嘉瀬生産組合	五所川原市金木町嘉瀬端山崎二〇二	五所川原市金木町嘉瀬雲雀野一〇二八の一ほか一筆	〃
工藤 正也	つがる市稲垣町繁田源八〇の二	五所川原市金木町嘉瀬秋元二六ほか一筆	〃
長尾 信彦	五所川原市大字川山字森内一二七の一	五所川原市大字川山字千本一一四六	〃
高橋 義彦	五所川原市若葉二丁目九の二六	五所川原市大字唐笠柳字藤巻六一四ほか六筆	〃
小野 利正	五所川原市大字一野坪字緑石一九の一	五所川原市大字太刀打字常盤九〇の二ほか八筆	〃
鈴木 聡	北津軽郡鶴田町大字横菟字松倉三〇の一	北津軽郡鶴田町大字横菟字森口二七三	〃
秋庭 哲也	北津軽郡鶴田町大字木筒字下掛橋二五の一	北津軽郡鶴田町大字木筒字上掛橋一三の一ほか二筆	〃
葛面 清則	つがる市森田町中田小槌二の二	つがる市柏稲盛岡崎一一九ほか八筆	〃
葛面 清則	つがる市森田町中田小槌二の二	つがる市柏稲盛岡本三二の二	〃
三浦 裕行	弘前市大字中崎字川原田六九の一	弘前市大字三寺寺字鳴瀬六七の二ほか六筆	〃
三浦 裕行	弘前市大字中崎字川原田六九の一	弘前市大字高杉字山下四二 三ほか五筆	〃
丸岡 寛	弘前市大字十腰内字猿沢一〇五	弘前市大字十腰内字猿沢四三五の一ほか三筆	〃
丸岡 昭平	弘前市大字十腰内字猿沢一〇五	弘前市大字十腰内字猿沢九五の二ほか一筆	〃





特定非営利活動法人三本の木	西村 正	西村 正	下林 光昭	下林 光昭	下林 光昭	大川 義博	吉田 忠義	円子 博明	円子 博明	下道 和也	三村 千代治	袴田 健一郎	袴田 健一郎	相坂 鐵雄	袴田 精二	袴田 精二
三戸郡南部町大字斗賀字上町焼四三の一	八戸市大字鮫町字古馬屋二三の五九〇	八戸市大字鮫町字古馬屋二三の五九〇	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡おいらせ町豊原二丁目七四六	上北郡おいらせ町一川目一丁目二六八の一	上北郡六戸町大字下吉田字沼田一三六の一	上北郡六戸町大字下吉田字沼田一三六の一	上北郡おいらせ町瓢三八の一	上北郡おいらせ町東後谷地六七	上北郡おいらせ町南下田一二の一	上北郡おいらせ町南下田一二の一	上北郡おいらせ町一川目二丁目七三の三七四	上北郡おいらせ町南下田二五の二〇	上北郡おいらせ町南下田二五の二〇
三戸郡南部町大字斗賀字下町焼四五の二	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二一七二ほか二筆	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二一七一	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二二六一の二	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二二六一の二	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二の二九九ほか一筆	上北郡おいらせ町向山東二丁目一〇九〇ほか七筆	上北郡おいらせ町向山東二丁目一〇九〇ほか七筆	上北郡おいらせ町上谷地二二七ほか四筆	上北郡おいらせ町上谷地二二七ほか四筆	上北郡おいらせ町瓢三〇七ほか一筆	上北郡おいらせ町下前田一八ほか三筆	上北郡おいらせ町西下川原一三五の二ほか二筆	上北郡おいらせ町萱の前四	上北郡おいらせ町内山平一七四ほか五筆	上北郡おいらせ町中谷地一七ほか一筆	上北郡おいらせ町明土一三九ほか三筆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、長科上地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十九日から同年七月二十七日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、二股地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十九日から同年七月二十七日まで

三 縦覧の場所

今別町役場



